

小田原市防災対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 19 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市条例第 39 号

小田原市防災対策基金条例の一部を改正する条例

小田原市防災対策基金条例（平成 9 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び管理」を「、管理及び処分」に改める。

第 3 条中「寄付金」を「寄附金」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

**第 7 条** 基金は、第 2 条に規定する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上してその一部を処分することができる。

#### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。